

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 16    | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

熊本県人吉市長

## 公表日

令和8年2月16日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 母子保健に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、母子保健情報の管理等の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。</p> <p>① 妊娠届出の受理<br/>② 母子健康手帳の交付に関する事務<br/>③ 妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導・健康診査に関する事務<br/>④ 産後ケア事業に関する事務<br/>⑤ 不妊治療費助成事業に関する事務</p> <p>また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。</p> <p>(1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領<br/>(2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知</p> |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能、番号連携サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 母子保健事業ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 70の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条</p>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | <p>1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br/>【情報照会の根拠】95の項<br/>【情報提供の根拠】80、95の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)<br/>(情報照会)第38条の3、第39条<br/>(情報提供)第19条、第30条、第38条の3、第44条</p>   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康福祉部 保健センター  |
| ②所属長の役職名                 | 保健センター所長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター<br>〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420<br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係  |

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

人吉市役所 健康福祉部 保健センター  
〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420  
人吉市役所 総務部 総務課 法制係

9. 規則第9条第2項の適用

[  ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去             |   |
|-----------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <p>[        十分である        ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている<br/> 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p> |
| 8. 人手を介在させる作業               |   |
|                             | [        ] 人手を介在させる作業はない  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か       | <p>[        十分である        ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている<br/> 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠                       | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。                    |

| 9. 監査                |   |
|----------------------|---|
| 実施の有無                | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査   |
| 10. 従業者に対する教育・啓発     |   |
| 従業者に対する教育・啓発         | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div><br>[    十分に行っている    ]  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策     | <div style="text-align: right;">[    3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    ]</div><br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】         | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div><br>[    十分である    ]   |
| 判断の根拠                | 健康管理システムへのアクセスが可能な職員はICカード・パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに確認し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(アクセス権限のない者等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。   |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                       | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 平成30年3月16日 | I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:③<br>システムの名称 | 健康管理システム   | Acrocity、健康管理システム  | 事後   |           |
| 平成30年3月16日 | I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠  | 1 番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)70の項(情報提供)26. 56の2、87の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報照会)第39条(情報提供)第19条、第30条、第44条 | 1 番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)70の項(情報提供)26. 56の2、87の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報照会)第39条(情報提供)第19条、第30条、第44条<br>3 人吉市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2(情報の照会)45の項(情報の提供)5、42、43、49の項 | 事後   |           |
| 平成30年3月16日 | I 関連情報:7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求:請求先        | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター<br>母子保健係<br>〒868-0072 熊本県人吉市西間下町7番地1<br>電話0966-24-8420<br><br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係<br>〒868-8601 熊本県人吉市麓町16番地<br>電話0966-22-2111(代表)             | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター<br>母子保健係<br>〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1<br>電話0966-24-8420<br><br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係<br>〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1<br>電話0966-22-2111(代表)   | 事後   |           |
| 平成30年3月16日 | I 関連情報:8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ:連絡先      | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター<br>母子保健係<br>〒868-0072 熊本県人吉市西間下町7番地1<br>電話0966-24-8420  | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター<br>母子保健係<br>〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1<br>電話0966-24-8420   | 事後   |           |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 平成30年3月16日 | Ⅱ しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か                      | 平成27年12月28日 時点   | 平成30年3月16日 時点  | 事後   |           |
| 平成30年3月16日 | Ⅱ しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か                      | 平成27年12月28日 時点   | 平成30年3月16日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月31日  | I-5-②所属長の役職名                                     | 保健センター所長 洲上 麻美   | 保健センター所長   | 事後   |           |
| 令和1年5月31日  | Ⅱ しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か                      | 平成30年3月16日 時点  | 平成31年4月26日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月31日  | Ⅱ しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か                      | 平成30年3月16日 時点  | 平成31年4月26日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月31日  | Ⅳ リスク対策  | —  | 新設   | 事後   |           |
| 令和2年3月31日  | I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠          | 1 番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)70の項(情報提供)26. 56の2、87の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報照会)第39条(情報提供)第19条、第30条、第44条 | 1 番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)69の2、70の項(情報提供)26. 56の2、69の2、87の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報照会)第38条の3、第39条(情報提供)第19条、第30条、第38条の3、第44条 | 事後   |           |
| 令和2年3月31日  | Ⅱ しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か                      | 平成31年4月26日 時点  | 令和2年3月31日 時点   | 事後   |           |
| 令和2年3月31日  | Ⅱ しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か                      | 平成31年4月26日 時点  | 令和2年3月31日 時点   | 事後   |           |
| 令和2年3月31日  | Ⅳ リスク対策:6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)<br>[ ]  | [ ]接続しない(入手)[ ]接続しない(提供)<br>[ 十分である ]  | 事前   |           |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|--|--|------|-------------------|
| 令和2年3月31日 | IV リスク対策:6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクでの対策は十分か | [○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)<br>[ ]  | [ ]接続しない(入手)[ ]接続しない(提供)<br>[ 十分である ]  | 事前   |                   |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要            | ・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、母子保健情報の管理等の事務を行う。<br>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。<br>① 母子健康手帳の交付に関する事務<br>② 母子保健に係る妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導・健康診査に関する事務             | ・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、母子保健情報の管理等の事務を行う。<br>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。<br>① 母子健康手帳の交付に関する事務<br>② 母子保健に係る妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導・健康診査に関する事務<br>また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。<br>(1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領<br>(2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知 | 事後   | びったりサービス利用開始に伴うもの |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称          | Acrocity、健康管理システム  | Acrocity、健康管理システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能   | 事後   | びったりサービス利用開始に伴うもの |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先             | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係<br>〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1<br>電話0966-24-8420<br><br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係<br>〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表) | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係<br>〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1<br>電話0966-24-8420<br><br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係<br>〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)   | 事後   | 庁舎移転に伴うもの         |
| 令和5年3月31日 | II しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か                     | 平成30年3月16日 時点  | 令和2年3月21日 時点   | 事後   |                   |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|-----------|--|--|---|------|---------------|
| 令和5年3月31日 | Ⅱ しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か                | 平成30年3月16日 時点  | 令和2年3月31日 時点  | 事後   |               |
| 令和5年5月8日  | I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先       | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係<br>〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1<br>電話0966-24-8420<br><br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係<br>〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)   | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係<br>〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420<br><br>人吉市役所 総務部 総務課 法制係<br>〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)  | 事後   | 保健センター移転に伴うもの |
| 令和5年5月8日  | I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する<br>問合せ<br>連絡先 | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係<br>〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1<br>電話0966-24-8420  | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係<br>〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420   | 事後   | 保健センター移転に伴うもの |
| 令和7年4月1日  | I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要          | ・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、母子保健情報の管理等の事務を行う。<br><br>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。<br>① 母子健康手帳の交付に関する事務<br>② 母子保健に係る妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導・健康診査に関する事務<br><br>また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。<br>(1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領<br>(2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知 | ・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、母子保健情報の管理等の事務を行う。<br><br>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。<br>① 妊娠届出の受理<br>② 母子健康手帳の交付に関する事務<br>③ 妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導・健康診査に関する事務<br>④ 産後ケア事業に関する事務<br>⑤ 不妊治療費助成事業に関する事務<br><br>また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。<br>(1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領<br>(2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知 | 事後   | 法令の改正         |

| 変更日      | 項目                                     | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和7年4月1日 | I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称    | Acrocity、健康管理システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能   | 健康管理システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能、情報連携サーバー   | 事後   |           |
| 令和7年4月1日 | I 関連情報:3. 個人番号の利用 法令上の根拠               | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一 49の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条  | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 70の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条  | 事後   | 法令の改正     |
| 令和7年4月1日 | I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 1 番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)69の2、70の項(情報提供)26. 56の2、69の2、87の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報照会)第38条の3、第39条(情報提供)第19条、第30条、第38条の3、第44条<br>3 人吉市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 | 1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】95の項【情報提供の根拠】80、95の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報照会)第38条の3、第39条(情報提供)第19条、第30条、第38条の3、第44条 | 事後   |           |
| 令和7年4月1日 | I 関連情報:7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先      | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係   | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター   | 事後   |           |
| 令和7年4月1日 | I 関連情報:8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先    | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係   | 人吉市役所 健康福祉部 保健センター   | 事後   |           |
| 令和7年4月1日 | II しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か           | 令和2年3月31日時点  | 令和7年4月1日時点   | 事後   |           |

| 変更日      | 項目  | 変更前の記載      | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|----------|---|-------------|---|------|---------------|
| 令和7年4月1日 | II しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か                          | 令和2年3月31日時点 | 令和7年4月1日時点  | 事後   |               |
| 令和7年4月1日 | IV リスク対策:8. 人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 |             | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。  | 事後   | 新様式への変更(追加項目) |
| 令和7年4月1日 | IV リスク対策:11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠   |             | 健康管理システムへのアクセスが可能な職員はICカード・パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに確認し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(アクセス権限のない者等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後   | 新様式への変更(追加項目) |